

令和7年度いばらき海外留学（長期）支援事業募集要項

茨城県内の県立高等学校、県立中等教育学校（3～6年次）、県立高等学校附属中学校（3年次）に在籍する生徒に、海外への1年間の長期留学を支援することによって、全県的に海外留学の機運を高め、グローバル人材の育成に資する。

1 交付制度の概要

交付対象期間	令和7年4月1日（火）～令和9年3月31日（水）
交付する 支援金の額	次の①、②のいずれか少ない方 ① 基準額 100 万円 ② 支援対象経費から他の民間団体等からの留学支援金等を差し引いた額（千円未満切捨て）
交付人数	2 人
交付の対象者 （①～⑦をすべて満たす者）	① 留学期間中に、茨城県内の県立高等学校、県立中等教育学校（※3～6年次）、県立高等学校附属中学校（※3年次）に在籍する者 ※ 選考時に県立中等教育学校又は県立高等学校附属中学校の3年次に在籍している生徒の場合、以下の条件を満たしていること ・留学期間中に当該中等教育学校の後期課程又は当該高等学校に在籍見込みであること ・当該学校長によって中等教育学校4年次又は高等学校1年次の留学が許可されていること（見込みも含む） ② 外国の正規の後期中等教育機関に原則として1年間留学する者 ③ 他の民間団体等から留学支援金等の給付を受けても差し支えないが、留学経費の全額以上の支援を受けていない者 ④ 令和6年度及び令和7年度に留学費用の支払いを完了し、令和7年4月1日から令和9年3月31日の間に日本国を出国する留学を行う者 ⑤ 在籍している高等学校等の校長から推薦を受けた者 ⑥ 全体の評定平均値が4.0（8.0）以上であり、かつ外国語科目の評定平均値が4.0（8.0）以上であること、若しくは、外部試験の結果等によりそれと同等以上の外国語運用能力を有すると認められる者（括弧内は10段階評価） ⑦ 留学修了後、茨城県の高校生等の留学促進に係る事業に協力できる者

交付対象経費 (交付対象期間内に支出したものと とする)	① 国際航空運賃 (1 往復分) ② 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃 (1 往復分) ③ 受入れ国の国際空港から留学先までの国内交通運賃 (1 往復分) ④ 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用 ⑤ 査証 (ビザ)・旅券取得手続諸費用 ⑥ 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料、施設利用費等 ⑦ 海外傷害保険料 ⑧ 寮費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用 (ただし、留学が決定する前に生じる費用は対象外とする。)
------------------------------------	---

2 応募書類

書類提出期限	令和 7 年 7 月 18 日 (金) 消印有効
応募書類 (在籍校の校長を通じて、①～⑧の書類を提出する) ※⑥・⑦については、応募時に提出できない場合、取得次第速やかに提出して下さい。 ※⑨～⑪については、該当する場合は提出して下さい。	① 令和 7 年度いばらき海外留学 (長期) 支援事業申請書 (様式第 1 号) ② 令和 7 年度いばらき海外留学 (長期) 支援事業出願調書 (様式第 2 号) ③ 令和 7 年度いばらき海外留学 (長期) 支援事業出願者推薦書 (様式第 3 号) ④ 令和 7 年度いばらき海外留学 (長期) 支援事業質問回答票 (様式第 4 号) ⑤ 直近の成績証明書 (高校 1 年生で高校での成績が出ていない場合は中学校 3 年次のもの) ⑥ 留学等が決定もしくは内定していることを証明する書類の写し ⑦ 在籍校長から発行された留学許可書の写し ⑧ 支援対象となる経費の額が分かる書類の写し ⑨ 外国語の能力を測る検定試験などを受験している場合、その成績を証明する書類の写し ⑩ 外国語の能力を競うスピーチ・コンテスト等で受賞歴がある場合は、その大会の概要がわかる書類 (大会要項あるいはプログラム等) 及び賞状の写し ⑪ 他の民間団体等が行う留学支援金等の給付を受けている場合、その額を証明する書類の写し

提出先	〒310-8588 水戸市笠原町 978 番地 6 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導担当 Tel 029-301-5260 Fax 029-301-5269
-----	--

3 選考及び支援金の交付決定

選考	提出書類（出願調書、推薦書、回答票、コンテスト等の受賞歴や検定試験等の証明書）により、選考委員会が行います。
支援金の交付決定（選考結果通知）	令和7年8月中旬頃に、在籍校の校長を通じて行います。

4 交付決定後、支援金交付までに申請者が行う手続き

実績報告	留学費用の支払いが完了したら、令和8年3月31日（火）までに、実績報告を行って下さい。（消印有効）
提出書類	① 令和7年度いばらき海外留学（長期）支援事業振込依頼書（様式第7号） ② 令和7年度いばらき海外留学（長期）支援事業に係る経費支払完了報告書（様式第8号） ③ ②の支払を証明する書類（納付書・領収書等）の写し及びその内訳が分かる書類の写し
提出先	〒310-8588 水戸市笠原町 978 番地 6 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導担当 電話 029-301-5260 Fax 029-301-5269

5 支援金の交付

支援金の確定額	令和7年度いばらき海外留学（長期）支援事業交付額確定通知書（様式第9号）で本人に通知されます。
支援金の振込	交付決定者の保護者名義の国内口座に、日本円で振り込まれます。

6 支援金を交付された者の義務

留学修了時の報告	留学が修了した日から起算して 60 日以内に、在籍校の校長を通じて提出して下さい。
提出書類	① 令和 7 年度いばらき海外留学(長期)支援対象者 留学修了報告書(様式第 10 号)
	② 留学期間中の成績証明書等の写し
	③ 作文(様式任意 1200 字程度) テーマ「留学を修了して」
提出先	〒310-8588 水戸市笠原町 978 番地 6 茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導担当 電話 029-301-5260 Fax 029-301-5269

7 留意事項

- (1) 提出された個人情報、その取り扱いについて細心の注意を払い、本事業以外に利用しません。
- (2) 出願書類は返却しません。
- (3) 選考の可否に関する問い合わせには応じません。

8 問い合わせ先

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番地 6
茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導担当
電話 029-301-5260